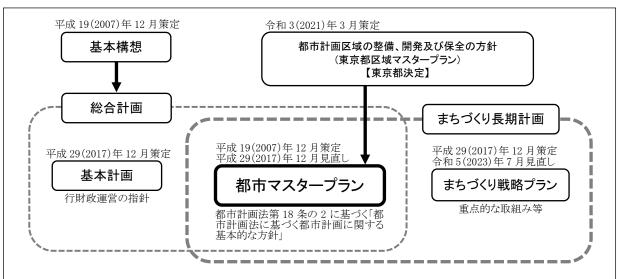
新宿区都市計画審議会資料 令和7年8月22日 都市計画部都市計画課

新宿区都市マスタープランについて

1 位置づけと体系

新宿区では、「基本構想」で区のめざすまちの姿を「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」と定め、その実現に向け、行財政運営の指針である「基本計画」と都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針である「都市マスタープラン」を一体的な計画(総合計画)として策定しています。

また、平成29(2017)年12月に「都市マスタープラン」の見直しと合わせ、その実現に向けて重点的な取組みや推進方策を示す「まちづくり戦略プラン」を新たに策定し、「都市マスタープラン」と「まちづくり戦略プラン」をあわせて「まちづくり長期計画」としています。



「基本計画」や「都市マスタープラン」等を踏まえて、各分野の個別計画や各地域の都市計画等のまちづくりルールを策定しています。

2 構成等

(1) 都市マスタープラン

都市マスタープランは「めざす都市の骨格」、「まちづくり方針」、「地域別まちづくり方針」で構成され、都市マスタープランの役割は以下のとおりです。

- 都市計画など、都市整備に関する計画を作成するにあたっての総合的な指針
- 区民と新宿区とが、協働してまちづくりを進めていくための指針
- 新宿区が定める個別計画を、総合的に調整する指針

(2) まちづくり戦略プラン

まちづくり戦略プランは「課題別戦略」と「エリア戦略」で構成され、以下のことを示します。

- 区内全域または、地区が抱える課題に対する重点的な取組み
- 重点的な取組みを推進するための各まちづくり主体(区民・事業者・行政)の役割

3 都市マスタープランの改定について

「基本計画」と「都市マスタープラン」を一体的な計画とした「総合計画」は令和 9 年度までの計画としています。このため、令和 10 年度からの次期総合計画に向け、都市マスタープランの改定について、令和 8 年度から令和 9 年度の 2 か年度にわたり、新宿区都市計画審議会への諮問、地域説明会及びパブリック・コメント等を行う予定です。

「都市マスタープラン」と「まちづくり戦略プラン」をあわせた「まちづくり長期計画」の取扱いについても、今回の都市マスタープランの改定にあわせ検討していきます。